

支出証拠書

(会派名・議員氏名 **ふじのくに県民クラブ・田口 章**)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要諫情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年8月1日～令和 年 月 日	金額	5,260 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

25年 8月 1日
¥2,330 3001/予2532浜松6007
000561875986

浜松 ▶ 静岡

自由席

車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

25年 8月 1日
¥2,330 3001/予2533静岡6007
000990825573

静岡 ▶ 浜松

自由席

車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

かじプラ第3パーキング

登録番号:T1080401000202

領収証

精算機 #01	A 精算No.000099
発券機 #02	発券No.050584
入庫時刻	2025年 8月 1日(金) 12:24
出庫時刻	2025年 8月 1日(金) 18:27
駐車時間	6:03
駐車料金	A料金 600円
=====	
合計	600円
現金領収額	600円
お預り	600円
お釣り	0円
上記合計金額は消費税10%対象です。	
またのご利用をお待ちしております。	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,260 円	/	
		100 %	5,260 円

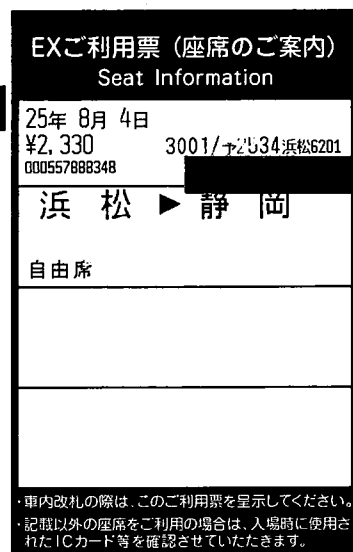
支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 田口 章)

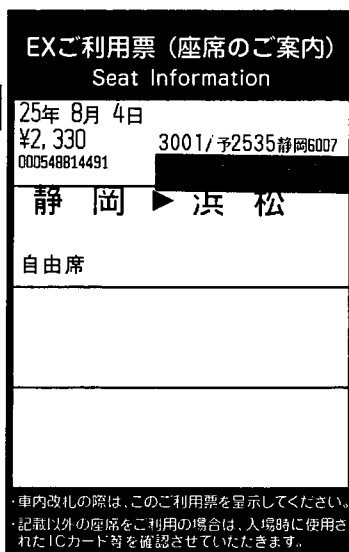
経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・ 会議費 ・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて会派総会		
年月日	令和7年8月4日～令和 年 月 日	金額	5,040 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・ 会派内調整打合せ ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
用途 (該当項目に丸印)	交通費 ・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

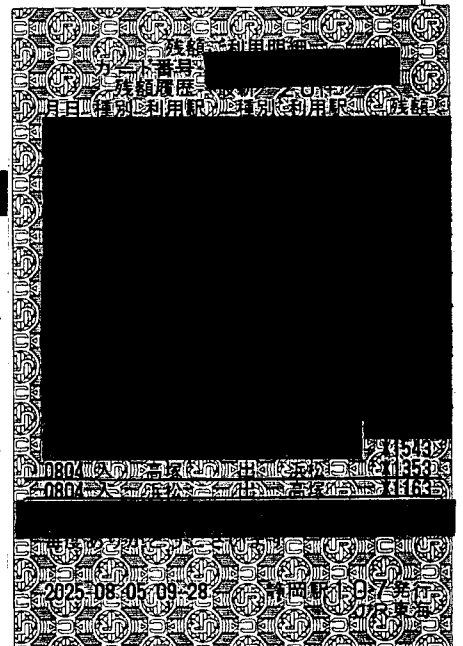
《領収書貼付枠》



このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません



このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,040 円	100 %	5,040 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 田口 章)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年8月8日～令和 年 月 日	金額	5,160円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

25年 8月 8日
¥2,330 3001/予2538浜松6007
000855908273

浜松 ▶ 静岡

自由席

車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
記号以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

25年 8月 8日
¥2,330 3001/予2539静岡6006
000459875087

静岡 ▶ 浜松

自由席

車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
記号以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

かじプラ第2パーキング

登録番号:T1080401000202

領収証

精算機 #01	A 精算No.000232
発券機 #01	発券No.055416
入庫時刻	2025年 8月 8日(金) 09:08
出庫時刻	2025年 8月 8日(金) 13:30
駐車時間	4:22
駐車料金	A料金 500円
=====	
合計	500円
現金領収額	500円
お預り	500円
お釣り	0円
上記合計金額は消費税10%対象です。	
またのご利用をお待ちしております。	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	5,160円	/	5,160円
		100 %	

領収書

田口 章様

発行日: 2025/08/12
明細番号:
発行元: 株式会社KTSホスピタリティ
登録番号: T1080401013451

¥11,000- (税込)

上記正に領収いたしました

収入印紙

10%対象税込計(うち税) 11,000 (1,000)

PAID BY CREDIT CARD

25. 8. 12

掛川グランドホテル

〒436-0028

静岡県掛川市亀の甲1丁目3-1

TEL: 0537-23-3333

ご利用明細書

田口 章様

ご宿泊期間: 2025/08/12~2025/08/13

備考

ご利用日	部屋名	ご利用明細/支払い方法	単価	数量	ご利用金額	お預り金額
08/12	805	宿泊費	11,000	1	11,000	
		その他クレジットカード	11,000	1		11,000

※は軽減税率対象商品

10%対象税込計(うち税)	11,000(1,000)	ご利用金額(税込)	¥11,000
		お預り金額	¥11,000
		ご請求金額	¥0

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 田口 章)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年8月14日～令和 年 月 日	金額	5,160円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査()
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

25年 8月14日
¥2,330 3001/〒2540 浜松6007
000536878746

浜松 ▶ 静岡

自由席

車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

25年 8月14日
¥2,330 3001/〒2541 静岡6006
000502835760

静岡 ▶ 浜松

自由席

車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

かじプラ第2パーキング

登録番号:T1080401000202

領収証

精算機 #01	A 精算No.000035
発券機 #01	発券No.056981
入庫時刻	2025年 8月14日(木) 12:00
出庫時刻	2025年 8月14日(木) 17:33
駐車時間	5:33
駐車料金	A料金 500円
=====	
合計	500円
現金領収額	500円
お預り	500円
お釣り	0円
上記合計金額は消費税10%対象です。 またのご利用をお待ちしております。	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,160円	/	
		100%	5,160円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 田口 章)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年8月20日～令和 年 月 日	金額	5,160円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査()
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

25年 8月20日
¥2,330 3001/〒2542 浜松6007
000115915358

浜松 ▶ 静岡

自由席

車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

25年 8月20日
¥2,330 3001/〒2543 静岡6007
000706845749

静岡 ▶ 浜松

自由席

車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

かじプラ第2パーキング

登録番号:T1080401000202

令頁 収 言 正

精算機 #01	A 精算No.000007
発券機 #01	発券No.058301
入庫時刻	2025年 8月20日(水) 08:36
出庫時刻	2025年 8月20日(水) 16:28
駐車時間	7:52
駐車料金	A料金 500円
=====	
合計	500円
現金領収額	500円
お預り	500円
お釣り	0円
上記合計金額は消費税10%対象です。	
またのご利用をお待ちしております。	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,160円	/	
		100 %	5,160円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 田口 章)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県外視察		
年月日	令和7年8月21日	金額	17,313円

目的	別紙報告書のとおり
使途	交通費、視察先手土産代
政務活動・ 県政との 関連性	県が進めるスタートアップとの連携、品川区のウェルビーイング予算策定に向けた事業の見直しについて調査した。今後の県施策に生かしていく。
<<領収書貼付枠>> ○交通費 JR 高塚⇒浜松 190円、浜松⇒品川 7,250円、品川⇒新橋 167円、新橋⇒大井町 178円、大井町⇒品川 146円、品川⇒浜松 8,070円、浜松⇒高塚 190円 ○手土産代うなぎパイ 1個 1,122円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	17,313円	/	17,313円
		100%	

EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

25年 8月21日
¥8,070 3001/予2546品川16301
000220839695

品川 ▶ 浜松
16:10発 17:27着
ひかり519号 12号車 12番B席

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

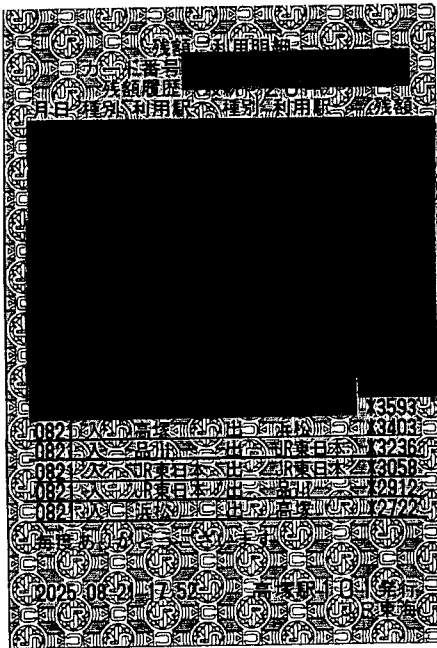
EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

25年 8月21日 厚輪
¥7,250 3001/予2544浜松6004
000093909154

浜松 ▶ 品川
自由席

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。



190
167
178
146
190

GIFT KIOSK

領 収 書

ギフトキヨスク浜松
TEL: 053-458-4323

2025年 8月21日(木) 8:58 No:0003

うなぎパイ12本	※	¥1,122
内税8%対象額	8.00%	¥1,122
内税8%	8.00%	¥83
合 計		¥1,122
d払い支払		¥1,122
(消費税等)		¥83)

d払い 支払
¥1,122

取引ID:
2091620250821085815010040038622
受付番号:
609805778095202508

支払者 田口章

<p>県外調査概要書</p> <p style="text-align: right;">令和7年8月21日 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 田口章</p>	
目的	CIC 東京における県の取り組み 及び 品川区の事業見直しの視察
年月日	令和7年8月21日
場所	①CIC 東京 (虎ノ門ヒルズ)、②品川区役所
内容	<p>1 行程 自宅⇒高塚⇒浜松⇒品川⇒新橋⇒大井町⇒品川⇒浜松⇒高塚⇒自宅</p> <p>2 応対者 ①県スタートアップ共創推進室長 (東京駐在) 長谷川泰三 氏 スタートアップ担当主幹 佐谷 恭 氏 ②品川区 企画経営部 政策推進担当課長 吉岡孝樹 氏</p> <p>3 聴取内容および県政への反映</p> <p>①CIC 東京「スタートアップとの連携促進」について</p> <p>本格的な人口減少社会を迎え、すべての行政サービスを自治体が税金だけを原資に実施するのは困難な時代になっており、今後は社会課題の解決や資金調達において民間との連携・共創が不可欠となっている。こうした中社会課題の解決に取り組むスタートアップとの連携が注目されている。またスタートアップの革新的技術は県内企業の新たなイノベーションにつながる期待もあることから、県としてもスタートアップとの共創を強化する必要がある。その拠点となる CIC 東京に駐在する県職員からヒアリングを行った。</p> <p>CIC (ケンブリッジ・イノベーション・センター) はグローバルにイノベーターを育成する拠点施設で、CIC 東京は 2020 年に虎ノ門ヒルズビジネスタワー15・16階にアジアで初めて開設された。現在 350 社・組織が入居しており情報収集やネットワーキングを行っている。今年 4 月には福岡にも拠点 (CIC 福岡) を設置。さらに名古屋、つくば、岐阜、立命館大学でイノベーション促進/交流プログラムを実施している。</p> <p>スタートアップは東京一極集中となっており、東京が 8135 社で全国の 64% を占めている。次いで大阪 614、神奈川 564、京都 351、愛知・福岡 344…で、静岡は全国 9 位の 180 社。こうした状況下で「東京の価値を超える静岡県の魅力」をいかに伝えるかが CIC 東京における二人の大きなテーマ。</p> <p>県は 2024 年 4 月から長谷川氏を派遣し、同年 8 月に拠点 (部屋) を設置した。昨年 8 月に訪問した際は長谷川氏 1 人でのオペレーションだったが、12 月から佐谷氏が加わり体制強化された。二人のミッションは「県内スタートアップの成長促進」「首都圏スタートアップとの共創」「首都圏スタートアップの県内誘致」であり、主な活動は①スタートアップイベントへの参加、②事業者との面談、③県内企業・自治体とのマッチングである。</p>

昨年度はイベント参加 130 回、面談 244 社、マッチング 16 回で、今年度は現在までにそれぞれ 44 回、124 社、17 回と佐谷氏の加入により密度が濃くなった。さらに KPI に 2028 年度までに県内誘致 60 社を追加して取り組んでいる。マッチングは個別事業者ではなくオープンイノベーションのコーディネーターなどを活用するなど幅広く連携を進めている。

今年度は「チーム静岡」での取り組みを進めており、静岡県・静岡市・浜松市の 3 自治体に加え、しずおかフィナンシャルグループ、静岡ガス、静岡新聞、TOKAI、静岡鉄道など新規事業開拓を進める民間事業者を巻き込んで活動を進めている。今後県西部のスズキやヤマハ発動機にも連携を呼びかけるとのこと。

スタートアップとの共創は、今後の社会課題の解決や官民連携にきわめて重要と考えており、長谷川氏たちの活動は昨年 8 月に初めて訪問して以来注目している。とりわけユニークな経歴を持つ佐谷氏は県内企業とのネットワーキングに力になっていただけそうな印象を持った。

東京での送り出し側は強化されたので、今後は県内のキャッチャーとの連携強化がカギになると思う。県はスタートアップ支援ネットワーク「ふじのくに“SEAs”」を設置したが、これとの連携をチェックする必要がある。またスタートアップにとっての「東京を超える静岡県の価値」の発信は二人だけではムリで、県の総力を挙げる必要がある。チーム静岡の拡充が求められる。

最近の特徴として、都市開発ディベロッパーがエリア開発に際しスタートアップとの共創を図るケースが多くなっているとのこと。スタートアップの起業はこれからも進むと思われるが、どういうネットワークを使って、いかに連携・マッチングを行っていくか、複雑化してくるのではないかと感じた。

②品川区「ウェルビーイング予算導入にかかる事業見直し」について

品川区は 2023 年度に初当選した区長の方針の下、本県に先駆け「ウェルビーイング予算」を導入し区民満足度の向上を図っている。予算を見直すためには事業の廃止・見直しが不可欠であり、そのための“ビルド&スクラップ”をいかに進めたかを調査した。

基本は「事務事業評価（内部評価）」と「政策評価（外部評価）」。2022 年度に 42 事業の事務事業評価の試行から始め、2023 年度から 665 事業で本格実施している。

「政策評価」は年度ごとに項目を決めて評価委員会を設置し区民の意見を踏まえて評価している。ちなみに 2023 年度のテーマは「防災・環境」、2024 年度「地域社会」、2025 年度「スポーツ」とのこと。

「事務事業評価」に大きな特徴がある。品川区は毎年実施しているわけではなく、時期を限定して行ってきたとのこと。第 1 期は 2001～5 年度、全国的に NPM が進んだ時に実施したがマンネリ化により止めたとのこと。第 2 期は 2016～18 年度で今回が第 3 期とのこと。

本県との最大の違いは「財務諸表の活用」にある。第 2 期事務事業評価を始めた 2016 年度に新地方公会計制度基本方針を定め、2018 年度から財務諸表を作成、事務事業評価への活用を始めている。

評価の観点は「上位計画における位置づけ」「指標の達成状況や社会情勢を踏まえた“必要性”」「目的に対する“有効性”」「コスト情報を踏まえた“効率性”」で、A（拡大）、B（継続）、C（改善・見直し）、D（完了・中止・廃止）の 4 段階評価を行っている。また所管部門による 1 次評価、区全体としての 2 次評価を行っている。

2024 年度の 669 事業の評価割合は、A34(5.1%)、B271(40.5%)、C319(47.7%)、D45(6.7%)で 20 億円をねん出している。2023 年度は 1 次評価では B が多かったが 2 次評価で厳しくチェックしたところ、2024 年度は 1 次評価でも C,D が多くなったということだった。積極的に見直しを行うマインドチェンジに驚いた。なおねん出額には終了した大規模事業などは含んでいないとのこと。

具体的な見直し事例もいくつか聞いた。不用額の多い事業の見直しは本県でも行っているが、AI チャットボットや SNS ツール、スマホアプリなどデジタルツールの積極活用などにより、委託料や人件費の削減につながるケースが印象的だった。

今回の視察に同行した静岡大学の学生は「AI や IT 使えばもっと簡単に見直しできるのでは？」と素朴な意見を述べてくれた。東京都知事選や参議院選挙でのチームみらいの提案なども一考にあたるのではないかな。

いずれにしても基本は「評価」にある。本県は“評価疲れ”から、数年前に施策展開表を廃止し、総合計画の進捗評価に一本化した。ここが甘かったと感じる。まずは事務事業評価を行うべきと痛感した。また合わせて新地方公会計を活用した財政状況の見える化と職員の財政リテラシーの向上が不可欠と感じた。

また財政状況が厳しい中、今年度「サマーレビュー」の実施など県としても進めているが、自己評価を厳しくするマインドセットも必要だ。これまでも本県では、事務事業の評価が高いにもかかわらず施策や政策など上位目標の達成につながっていないケースがよく見られた。

継続的に財政健全化を進めるには基本を忠実にやるしかない。早速 9 月議会の一般質問で取り上げるべく検討したい。

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 田口 章)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	一般社団法人 英国勅許公共財務会計協会 日本支部 年会費(2025.8~2026.7) のうち8ヶ月分		
年月日	令和7年8月25日	金額	16,587円

会の趣旨・目的	英国勅許公共財務会計協会 (CIPFA) 日本支部は、わが国地方自治体における複式簿記、会計、監査、内部統制、資金管理等に関する専門的知識の啓蒙啓発と、これらの分野を得意とする自治体内部の人材育成を主目的としている。
会の活動内容等	CIPFA 日本支部では、地方監査会計技能士を認定し、認定者を対象に基礎教育・専門教育・実務教育を行っている。地方監査会計技能士はそれぞれのレベルに合った教育を受講し、公共財務管理の専門家としての専門的能力の向上を図っている。
政務活動・県政との関連性	地方財政に関する課題は非常に大きく、これに対応するためには、常に国の制度改正の方向をはじめ、世界の先進事例を把握する必要がある。CIPFA Japan はそのネットワークとして極めて有益な団体である。

《領収書貼付枠》年会費 24,000円 + 振込手数料 880円

会員期間 2025年8月1日~2026年7月31日

会費総額 24,880円 × 8 / 12ヵ月 = 16,587円...今回は2025年8月~2026年3月分充当
(2026年4月~7月分は 24,880円 - 16,587円 = 8,293円)

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動費にかかるものである	16,587円	/	16,587円
		100%	

お振込金 現金・当座小切手
受入区分 0 預金払戻請求書

振込金受取書(兼手数料受取書) 振込受付書(兼手数料受取書)

ご依頼日 西暦 年 月 日
2 0 2 5 0 8 2 5

手数料 振込 880 円
(消費税込) 別納

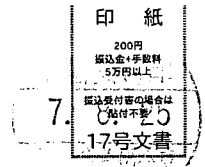
お振込先 金融機関名	三井住友銀行										支店名	岡本支店											
お受取人 フリガナ	シヤ) エイコクチヨツキヨコウキヨウサ ` イムカイケイキヨウカイ																						
お受取人 漢字	一般社団法人 英国勅許公共財務会計協会 日本支部																						
お受取人 口座種別	普通	口座番号	0 6 8 5 8 3 6										振込金額	¥ 2 4 0 0 0									
お引出口座 漢字	田口章																						
ご依頼人 フリガナ	0 1 1 3 タク ` チ アキラ																						
ご依頼人 漢字	0 1 1 3 田口章																						
ご依頼人 電話	4 4 7 3 8 2 0										住所	[REDACTED]											

- ご指定の口座から預金を払戻して振込む場合、その払戻しができないときには振込はできませんのでご注意ください。
- 振込先金融機関・支店へは、依頼人名(カナ文字)・受取人名(カナ文字)のほか預金科目・口座番号を通知します。
- 振込依頼書に記載相違などの不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器、回線の障害によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込金受取書または振込受付書は、振込ができない場合などに必要となりますので、大切に保管してください。

<ろうきん>をご利用いただきましてありがとうございます。
今後ともよろしく願い申し上げます。

ろうきん

取扱店



2025年 8月10日

2025年度 年会費 請求書

会員番号: 0113

田口 章

様

一般社団法人 英国勅許公共財務会計協会日本支部
658-0001 神戸市東灘区森北町 1-7-13-306

代表理事 石原俊彦



前略

CIPFA Japan の活動は 8 月から第 13 年度を迎えることになりました。これも日頃の会員各位の皆様のご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、第 12 事業年度には、英国とイタリアから研究者を招聘して、セミナーを開催しました。また、情報提供のインフラとして不定期の発行ではありますが、『Topics of Interest』を、会員各位に配信させていただいています。

また、今年度は、CIPFA Japan Textbook No.6 として『監査委員監査の教科書(仮題)』を出版予定です。出版事情と諸物価高騰の影響で出版が遅れていましたが、ようやく出版社(=中央経済社)との調整も進み、2025 年度中には出版の予定です。また、発刊の遅れております『CIPFA Japan ジャーナル 第9号』については、9月中旬の送付を予定しております。

さて本日は、2025 年度(2025 年 8 月 1 日~2026 年 7 月 31 日)の年会費を下記の通り、ご請求申し上げます。年会費のうち GBP 30(約 6000 円)は毎年 12 月に、日本支部からの Royalty (Block Membership) として本部への支払に充当しています。円安の大きな影響で本部への送金額が高騰しておりますが、今年度も年会費は据え置きとしています。年会費は支部活動の唯一の財源です。何卒、振込のご協力を、よろしくお願い申し上げます。

2025 年度(2025 年 8 月 1 日~2026 年 7 月 31 日) 年会費	24,000 円
過入金額	0 円
差し引き請求額	<u>24,000 円</u>

振込口座: 三井住友銀行 岡本支店 普通 0685836

一般社団法人 英国勅許公共財務会計協会 日本支部

※ 振込手数料は会員各位のご負担でお願いします。

振込時のお願い:

前 4 ケタに会員登録番号を記し氏名を入力してください。【例】1234 ヤマダタロウ

振込期日: 2025 年 9 月 30 日

請求内容の照会先: cipfa.japan@ares.eonet.ne.jp

The Chartered Institute of Public Finance and Accountancy, Japan Branch

一般社団法人 英国勅許公共財務会計協会日本支部

ホームページ

日本支部 設立

日本支部 カリ（ナンズ）

地方監査会計技術者
資格の選択

地方監査会計技術者
資格の認定（受付中）

地方監査会計技術者
国際評価とメリット

オンライン CPE 講座

ジャーナル（掲載受付中）

- 第1号 2017/01
- 第2号 2018/07
- 第3号 2019/04
- 第4号 2020/04
- 第5号 2021/05
- 第6号 2022/01

ニュースレター

テキストブック

承認会員 表彰

最新情報（会員対象）

CIPFA

- ミッション
- 本部
- 英国勅許公共財務会計士資格の取得（会員対象）

事務局 議事録

英国勅許公共財務会計協会日本支部 ホームページ によるこそ



◇ 英国勅許公共財務会計協会とは

英国勅許公共財務会計協会 CIPFA (Chartered Institute of Public Finance and Accountancy) は、1885年に英国で設立された公共財務管理を対象領域とする専門職団体です。現在、1万を超える勅許公共財務会計士 (CPFA)が正会員としてCIPFAに所属しています。世界で唯一公共部門に専門化した会計専門職団体として、英国だけでなくカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、コモンウェルスに所属する特にアフリカ諸国で多くのCPFAが活躍しています。

英国勅許公共財務会計協会の詳細は、石原俊彦著『CIPFA 英国勅許公共財務会計協会』2009年3月31日、関西学院大学出版会に詳しく説明されています。書物はAMAZONから入手できます。

◇ 国際会計士連盟(IFAC)に加盟

CIPFAは、アメリカ公認会計士協会(AICPA)や日本公認会計士協会(JICPA)と同様に、国際会計士連盟 (IFAC) に加盟しています。IFACが策定する国際会計基準 (IPSAS) にCIPFAは大きな影響力を有しています。現在、国際会計基準審議会 (IPSASB)の会長は、CIPFA名誉役員員のイアン・カルザース氏です。

◇ 勅許公共財務会計士とは

勅許公共財務会計士(CPFA)は、公共部門の会計・監査・内部統制などに高い専門性を

有する専門資格です。資格取得者の多くは、英国内の政府・地方自治体・国民健康サービス(NHS)等の官庁部門で勤務する「公務員」です。英国のこうした官庁部門では、財務部門でのキャリア形成を志望する職員を対象に、公費で勅許公共財務会計士の資格取得を支援し、組織の内部に公共財務管理（会計・監査・内部統制・資金管理等）の専門家としてCPFAを育成しています。例えば、英国の平均的な規模の地方自治体（人口15万人）には10名以上のCPFAが在籍しています。これらのCPFAの多くは、政府・自治体・NHS等に就職後、会計・監査・内部統制・財務管理等に関する学習をスタートして、資格を取得しています。

CIPFAは、日本支部に所属する地方監査会計技術者を対象に一定の要件を設け、勅許公共財務会計士の資格を授与しています。現在、日本支部には、勅許公共財務会計士の資格を持つ地方監査会計技術者が約50名所属しています。

◇ 英国地方自治法第151条の規定

英国では地方自治法第151条の規定で、すべての地方自治体に対して、勅許公共財務会計士等の資格を有する者を最高財務責任者（CFO：政令指定都市の財政局長や道府県庁で財政課長を部下に持つ総務部長に相当する）として設置すべきことを義務付けています。英国ではこの資格がない者は、財政局長や総務部長に就任できません。

◇ 日本支部と地方監査会計技術者

CIPFAは、2013年12月にJapan Branch を関西学院大学石原俊彦教授研究室に設立しました。また、その法人格を、一般社団法人英国勅許公共財務会計協会日本支部として2014年7月に取得しました。CIPFA Japanには、Local Government Audit and Accounting Technician (LGAAT) の資格を有する約400名の会員が在籍しています。LGAATの日本語訳は地方監査会計技術者（2018年10月よりLGAATの翻訳をこの名称に改めています）です。LGAATの資格は、CIPFAが認定する資格です。日本国内でこの呼称を使用する場合には、「地方監査会計技術者(CIPFA Japan)」と表記されます。また、地方監査会計技術者には、CIPFA 準会員 (CIPFA Affiliate Member) の資格が自動的に付与されます。

◇ 簿記/会計/監査/内部統制/財務管理の人材育成

CIPFA日本支部は、政府・地方自治体・医療機関・大学（学校法人）・非営利組織等における複式簿記、会計、監査、内部統制、資金管理等に関する専門的知識の啓蒙啓発と、これらの分野を得意とする人材育成を目的に設立されました。地方監査会計技術者の資格は、この人材育成を進めるための資格で、地方監査会計技術者にはオンラインCPE講座を通じた専門知識の継続的な学習の機会が提供されています。

◇ ボランティアによる日本支部の運営

オンラインCPE講座、テキスト、ジャーナル、ニュースレター、年次カンファレンス等のCIPFA日本支部の活動はすべて、地方監査会計技術者のボランティア活動（無報酬）で支えられています。

プロモーション・ビデオ

プロモーション・ビデオでは、CIPFA Japan () の内容が画像と音声で紹介されています。

一般社団法人 英国勅許公共財務会計協会日本支部

ホームページ

日本支部 設立

日本支部 カバナンス

地方監査会計技術者
資格の取得

地方監査会計技術者
点検の認定 [受付中]

地方監査会計技術者
点検の認定とメリット

オンライン CPE 講座

ジャーナル [依頼受付中]

- 第1号 2017/01
- 第2号 2018/07
- 第3号 2019/04
- 第4号 2020/04
- 第5号 2021/05
- 第6号 2022/01

ニュースレター

テキストブック

名誉会章 表彰

最新情報 [会員対象]

CIPFA

- ミッション
- 本部
- 英国勅許公共財務会計士資格の取得 (会員対象)

事務局 諸手続

事務局 諸手続

◇ 事務局連絡先

〒658-0001 神戸市東灘区森北町1-7-13 ARK玉谷306
英国勅許公共財務会計協会日本支部事務局
✉ member@cipfa.jp (会員からの照会)
✉ info@cipfa.jp (一般からの照会)

◇ 認定料・入会金・会費の振込口座

三井住友銀行(0009) 岡本支店(526)
普通 0685836
一般社団法人英国勅許公共財務会計協会日本支部
年会費 正会員 24,000円 エルダー会員 12,000円

◇ 会員基本情報<住所・メール等>の変更手続

こちらをダウンロードして手続を行ってください。CIPFA Japan Textbook や CIPFA Japan ジャーナルの発送、メーリングリストを介した諸連絡、ロンドン本部への会員情報の伝達等は、すべて、入会申込書に記載された情報に基づいています。入会申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに変更手続を行ってください。

◇ 会員登録証の再発行手続

こちらをダウンロードして手続を行ってください。費用は10,000円です。再発行手続の申請は、毎年度 8月末と1月末を締め切りとします。

◇ 会員登録証票(カード)の再発行手続

こちらをダウンロードして手続を行ってください。費用は15,000円です。再発行手続の申請は、毎年度 8月末と1月末を締め切りとします。

◇ エルダー会員への区分変更申請

勤務先を60歳以上で定年退職された会員は、会員区分を正会員からエルダー会員に変更することができます。受付期間は毎年4月から5月の2ヶ月間です。8月からの年会費は12000円となります。申請は、こちらをダウンロードして手続を行ってください。
エルダー会員は、①CIPFA本部の準会員資格を喪失し、②LGAATとしての議決権の行使ができなくなります。また、③テキストブックは送付されませんが、それ以外のセミナーへの参加・メーリングリストへの登録・ニュースレターの配信・ジャーナルの送付、CPE教材の活用などのサービスは、正会員と同様です。

◇ 領収書の発行

年会費/入会金/認定料についての領収書の発行を希望される場合、下記の書類をダウンロードして申請してください。ダウンロード

◇ 退会申請手続

こちらをダウンロードして手続を行ってください。申請書は自署してください。退会申請書は会員登録証及び会員登録証票とセットで普通郵便を使用して、事務局に提出(返却)してください。登録費等を返却し退会手続きを適正に勘定された会員の権利は、会費を納入した年度末まで維持されます。なお、退会(=資格登録の抹消)後、再度、包括的評価により資格取得を希望する場合には、認定料は免除されません。

◇ 各種届出様式ダウンロード

① 会員登録証・会員登録証票紛失届(退会時) ダウンロード

◇ 事務局への郵便物の送付(会員専用)

事務局宛の郵便は必ず普通郵便あるいはレターパック(ライト)を使用してください。ライト以外のレターパック、書留や簡易書留は事務局の執務時間の関係で受領できません。

一般社団法人 英国勅許公共財務会計協会 日本支部

ホームページ

日本支部 設立

日本支部 ガバナンス

地方監査会計技術者
資格の普及

地方監査会計技術者
資格の認定 [受付中]

地方監査会計技術者
国際評価とメリット

オンライン CPE 講座

セミナー, [発願受付中]

- 第1号 2017/01
- 第2号 2018/07
- 第3号 2019/04
- 第4号 2020/04
- 第5号 2021/05
- 第6号 2022/01

ニュースレター

デモストブック

名誉会費 表彰

最新情報 [会員対象]

CIPFA

- ミッション
- 本部
- 英国勅許公共財務会計士資格の取得 [会員対象]

事務局 語手帳

CIPFA 日本支部 (ガバナンス)

CIPFA Japan Branch は、日本国内での活動主体として法人格を取得し、一般社団法人英国勅許公共財務会計協会日本支部として2014年に設立されました。日本支部は、地方監査会計技術者を正会員とする組織です。支部の運営は、下記のガバナンス構造に基づいています。

Constitution

CIPFA本部と石原俊彦教授 (関西学院大学) は、CIPFA Japan Branch の設立に関する協定書を締結しています。この協定書は Constitution と称し英文で作成されています。Constitutionは、CIPFA Japan Branch に関する最高法規で、日本国内で作成された定款よりも上位の規定として位置づけられます。

定款

定款は、日本国内でCIPFA Japan Branch の法人格を取得するために設立された一般社団法人英国勅許公共財務会計協会日本支部の最高規約です。定款はConstitutionの下位に位置づけられます。

会員規則

会員規則は、一般社団法人 英国勅許公共財務会計協会日本支部の社員である地方監査会計技術者が遵守しなければならない規範です。

共同創設者の示唆

一般社団法人英国勅許公共財務会計協会日本支部は、CIPFA Japan Branchが日本国内で法人格を取得した団体です。CIPFA Japan は、Constitution に記載されているように、CIPFAと関西学院大学石原俊彦研究室との信頼関係に基づき設立が認められています。このため会員規則では、すべての会員に共同創設者 (Steve Freer 氏と関西学院大学石原俊彦教授) の示唆に沿った組織運営を尊重することが求められています。

規則と細則

支部の運営に関する詳細な取り決めは「規則」とその下位の「細則」に定められています。「規則」と「細則」は支部長が作成し、理事会に報告の後、効力を発揮します。規則や細則に定められていない事項は、定款の規定により代表理事 (支部長) が意思決定をして執行を行います。

CIPFA 日本支部 (財政状況) 決算書と監査報告書

日本支部の会計年度は毎年8月1日から7月31日です。各年度の決算書は監事が監査を行ないます。監査報告書と決算書 (収支計算書) は会員総会に提出され承認されています。

- 第1期 2014年7月18日~2014年7月31日 (収支ともにゼロ)
- 第2期 2014年8月 1日~2015年7月31日
- 第3期 2015年8月 1日~2016年7月31日
- 第4期 2016年8月 1日~2017年7月31日
- 第5期 2017年8月 1日~2018年7月31日

- 第6期 2018年8月 1日~2019年7月31日
- 第7期 2019年8月 1日~2020年7月31日
- 第8期 2020年8月 1日~2021年7月31日
- 第8期決算監査報告書 (会員限定PW必要)
- 第9期 2021年8月 1日~2022年7月31日
- 第9期決算監査報告書 (会員限定PW必要)
- 第10期 2022年8月 1日~2023年7月31日
- 第11期 2023年8月 1日~2024年7月31日
- 第12期 2024年8月 1日~2025年7月31日
- 第13期 2025年8月 1日~2026年7月31日

CIPFA 日本支部 Management Team FY2022 - FY2023

Founder 創設者	
理事	
監事	
機関誌編集委員会	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 田口 章)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	政務調査研究		
年月日	令和7年8月26日～令和 年 月 日	金額	400円

目的	一般質問作成にかかわるヒアリング
使途	駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	・浜松商工会議所や経済団体、事業者とのヒアリングのため駐車場を利用

《領収書貼付枠》

□□□□□□□□□□□□□□□□
 □ 浜松商工会議所 □
 □ TEL 053-452-1111 □
 □□□□□□□□□□□□□□□□

領収証

入庫日時 2025年08月26日 08時51分
 出庫日時 2025年08月26日 10時11分
 No.02-094121 券No.01-514221

駐車料金 (一般車) 100円
 料金計 100円
 投入現金 100円
 釣銭額 0円

全て消費税10%適用対象
 登録番号: T3080405000015

かじプラ第2パーキング

登録番号:T1080401000202

領収証

精算機 #01 A 精算No.000031
 発券機 #01 発券No.059959
 入庫時刻 2025年 8月26日(火) 15:41
 出庫時刻 2025年 8月26日(火) 16:54
 駐車時間 1:13
 駐車料金 A料金 300円

=====
 合計 300円
 現金領収額 300円
 お預り 500円
 お釣り 200円

上記合計金額は消費税10%対象です。
 またのご利用をお待ちしております。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	400円	/	400円
		100 %	

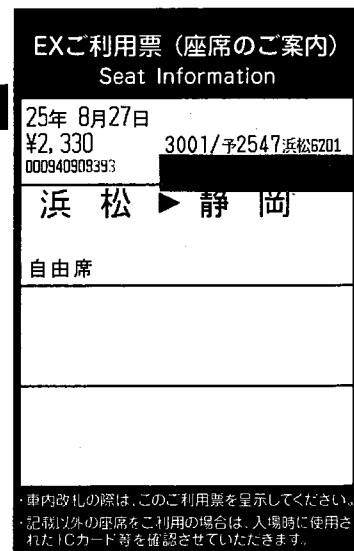
支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 **ふじのくに県民クラブ・ 田口 章**)

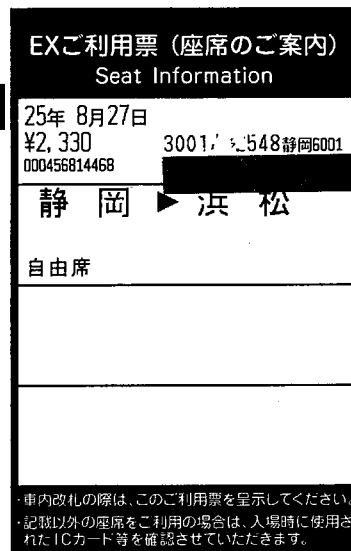
経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和7年8月27日～令和 年 月 日	金 額	5,040 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使 途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

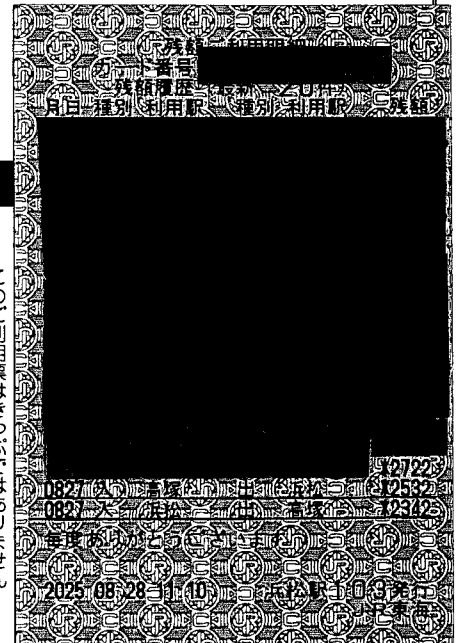
《領収書貼付枠》



このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません



このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	5,040 円	/	5,040 円
		100 %	

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 田口 章)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会 会費(2025.4~2025.9)		
年月日	令和7年8月27日	金額	22,220円

会の趣旨・目的	ドットジェイピーは若者の社会参画と若年投票率の向上を目的に、8・9月の2ヵ月間学生を対象としたインターンシッププログラムを実施し、政策コンテストを行っている。
会の活動内容等	会員として静岡大学情報学部の1年生2人をインターン生として受け入れし、政務活動に同行するなどして社会勉強を行い、社会課題解決のための政策提言を検討している。
政務活動・県政との関連性	「AIだけでなく長寿の知恵! ものづくりでつなげる静岡」をテーマに「伝統産業の継承」、「高齢社会における健康寿命の延伸」を研究している。遠州織物の高付加価値化、地域コミュニティのあり方やICTを活用した高齢者への情報提供など、若者目線でさまざまな意見をもらっている。

《領収書貼付枠》

会費 44,000円 + 振込手数料 440円

ご利用明細 **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	07:08:27	084
銀行番号	店番号	科目	口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
0357	お引出し	¥44,000	
お取扱枚数	*****		
おつり	残高	*****	
キャッシング	手数料	時刻	お取扱いできない場合
	¥440	16:30	23:2

お振込先明細
 ミツヒシユ-17シアイ
 ロツホ-ンキ
 普通 1603253
 トクヒト"ツツシ"イヒ- 様
 タクチ アキラ 様
 IFL

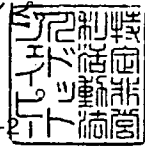
06.520.38 (裏面もご覧ください)

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他(団体概要、ドットジェイピー議員会員規約)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動への参加も考えられるため	44,440円	1/2	22,220円
		50%	

〒4328062
静岡県浜松市南区増楽町20
田口章様

NPO法人ドットジェイピー
102-0083
東京都千代田区麹町2-10-2
プレミアムオフィス麹町304



ご請求書

下記の通りご請求申し上げます。

件名 2025年夏期 議員会員費につきまして

請求日 2025-08-08

請求書番号 55221

登録番号 T4010405003353

小計	消費税	請求金額
40,000円	4,000円	44,000円

入金期日	振込先
2025-09-10	三菱UFJ銀行 六本木支店 普通 1603253 トクヒ)ドットジェイピー ※振り込み手数料は貴方にてご負担くださいますようお願い致します。

摘要	明細金額
議員会員費(都道府県議会議員)	40,000

内訳	10%対象(税抜)	40,000円
	10%消費税	4,000円

備考
2025年夏期ソーシャルインターンシッププログラムにご協力くださりましてありがとうございます。
議員会員費ご請求書を送付致しましたので、ご確認くださいませ。

■会員期間:2025年4月1日~2025年9月30日

領収書はご入金確認後、発行に2週間程度頂戴しておりますので、あらかじめご了承ください。
今後とも何卒宜しくお願い申し上げます。

「私もできる」を、私達がつくる。

思い込みでも、勘違いでもいい。この国を、世の中を、もっとよくしたい、
その気持ちと行動さえあれば、誰だって世界を変える立役者になれる。

だから、ドットジェイビーはつくりたい。

各界のスペシャリストや仲間とつながることで、「私もできる」と思える、たくさんの瞬間を。

そして、あなたが世の中の課題を改善へと導く未来を。

期待してほしい、想像を超えていく自分に。



ドットジェイビーは、若者の社会参画と若年投票率の向上を目的として活動するNPO法人です。全国34拠点で約500人の大学生スタッフが中心となり、春期（2月～3月）と夏期（8月～9月）の年2回、学生を対象としたインターンシッププログラム（議員・グローバル・NPO）を提供し、また若年層向け政策コンテストを実施しています。

これまでのインターンシッププログラム参加者数は、議員事務所のべ2,944事務所、大使館やNPOなど996機関、学生のべ46,454名となっています。（※2025.3.31.現在）

なお、ドットジェイビーは中立的な団体であり特定の政党を支持するものではありません。

団体名称	特定非営利活動法人ドットジェイビー
通常表記	NPO法人ドッドジェイビー
英文表記	Dot-jp Nonprofit Organization
創業	1998年2月14日
法人設立	2000年11月22日

事業内容

1. インターンシップ・コーディネート事業
2. 地域活性化に関する諸フォーラム・セミナーの開催
3. 広報事業

目的

- ・大学生を主とした不特定多数の人に、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長（以下「議員」という。）、特定非営利活動法人など各種団体、行政機関および駐日外国公館などの公的団体のもとでのインターンシップを通じて実務研修を行わせ、もって社会学習の機会を付与し、社会教育の推進を図ること。
- ・国民の社会に対する興味を喚起し、もって議員選挙の投票率の向上を図ること。

前記の目的を達成するため、以下の種類の特定非営利活動を行う。

1. 社会教育の推進を図る活動
2. 情報化社会の発展を図る活動

所在地

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-10-2 プレミアムオフィス麹町 304

[Google Map](#)

TEL0120-098-214（平日：月～金・10:00～17:00）

FAX03-6272-3556

特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会員規約

第1条（総則）

本規約は、特定非営利活動法人ドットジェイピー（以下「ドットジェイピー」といいます）の議員会員資格、入会手続き、議員会員費、議員会員の内容、その他ドットジェイピーと議員会員に関する事項を規定します。

第2条（議員会員）

1. 本規約において、議員会員とは、ドットジェイピーの目的に賛同し、その発展に協力するため、議員インターンシッププログラムに参加する目的でドットジェイピーに入会した、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長をいいます。
2. 議員会員資格の有効期間は半年とし、春期が10月1日から翌年3月31日まで、夏期が4月1日から9月30日までとします。
3. 議員会員は、本規約を遵守する義務を負います。

第3条（議員会員区分）

議員会員の会員区分は次の通りとします。

- (1) 衆議院議員会員・参議院議員会員：衆議院議員または参議院議員の職にある議員会員 (2) 都道府県議会議員会員：都道府県議会議員の職にある議員会員
- (3) 政令指定都市議会議員会員：政令指定都市議会議員の職にある議員会員 (4) 市区町村議会議員会員：市区町村議会議員の職にある議員会員
- (5) 首長会員：都道府県または市区町村の長の職にある議員会員

第4条（入会手続）

1. 議員会員となろうとする者は、所定の申込書を提出し、ドットジェイピーに対し、入会の申込みを行います（以下当該申込みをした者を「申込者」といいます）。
2. ドットジェイピーは、前項の申込書を受領後、申込者の入会を承認するか否かを検討し、承認する場合には、当該申込者を議員会員名簿に登録します。なお、ドットジェイピーは、申込者の入会を承認しない場合、その理由について一切開示義務を負いません。
3. 申込者は、前項の議員会員名簿に登録されたとき、議員会員資格を取得し、ドットジェイピーに入会します。
4. 議員会員が第6条第1項記載の議員会員費を納入したとき、ドットジェイピーは、議員会員に対し、会員証明書を送付します。

第5条（議員インターンシッププログラム）

1. 議員会員は、議員インターンシッププログラムに参加することができます。
2. 議員インターンシッププログラムとは、ドットジェイピーが、議員等のもとで実務研修を希望する学生に、当該学生の実入会を希望する衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を紹介して、学生に研修の機会を与え、もって社会学習の機会を付与するとともに（以下当該機会を得て議員インターンシッププログラムに参加した学生を「インターン生」といいます）、政治に対する国民の興味を喚起し、社会教育の推進を図ることを目的として、特定の政治団体、宗教団体等の支援をすることなく行う議員インターンシップ活動をいいます。
3. 議員インターンシッププログラムは、春期2月1日から3月31日まで、夏期8月1日から9月30日までとします。
4. 議員インターンシッププログラムの期間中に議員会員が選挙を行う場合の議員インターンシッププログラムの取扱い等については、ドットジェイピーが別途定めるところに従うこととします。

第6条（議員会員費）

1. 議員会員費は、会員区分に従い、次の通りとします。なお金額は半年間分の額となります。
 - (1) 衆議院議員会員・参議院議員会員：金 55,000 円（税込）
 - (2) 都道府県議会議員会員：金 44,000 円（税込）
 - (3) 政令指定都市議会議員会員：金 44,000 円（税込）
 - (4) 市区町村議会議員会員：金 33,000 円（税込）
 - (5) 首長会員：金 55,000 円（税込）
2. 議員会員は、インターン生の受入れを決定した後速やかに、ドットジェイピーに対し、別途定めるところに従って議員会員費を納入しなければなりません。
3. ドットジェイピーは、退会、議員会員資格の停止、その他理由の如何を問わず、受領した議員会員費を返還しません。

第7条（遵守事項）

1. 議員会員は、ドットジェイピーに入会したことにより知り得た、ドットジェイピーに関する情報、ドットジェイピーの会員及び職員に関する情報、インターン生に関する情報、その他一切の情報を、ドットジェイピーの議員会員として使用するのに必要な範囲を超えて使用してはならず、また第三者に開示または漏洩してはなりません。議員会員が、議員会員資格を喪失した後も同様とします。
2. 議員会員は、当該議員会員のもとで議員インターンシッププログラムに参加したインターン生に対し、100

時間以上320時間以内で、研修を受けさせなくてはなりません。ただし、議員インターンシッププログラムの期間が議員会員の選挙期間と重なった場合等、やむを得ない事情が存する場合は、この限りではありません。

3. 当該インターン生が行った未来事業プログラム（議員インターンシッププログラムと合わせてドットジェイピーが提供するプログラムを意味します）の活動時間は前項の研修時間に含まれるものとします。ただし、ドット

1

特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会員規約

ジェイピー及び議員会員の協議により、異なる扱いをすることができるものとし、この場合、その旨をドットジェイピー又は議員会員からインターン生に対し、所定の方法により通知することとします。4. 議員会員は、インターン生に対し、報酬、食事代または交通費等の実費、その他名目の如何を問わず一切の金 銭を交付してはいけません。

5. 議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、ドットジェイピーの許可無く、インターン生にアルバイトを行わせてはいけません。

6. 議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、インターン生に、他の議員事務所においてインターンシップ活動を行わせようとする場合には、事前に、インターン生を通して、ドットジェイピーに対しその旨届け出させなくてはなりません。

7. 議員会員は、誠実に議員インターンシッププログラムに参加しなければならない、ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員及び職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者の名誉、社会的信用等を害する行為をしてはいけません。

8. 議員会員は、インターン生に対し、入会申込みの際にドットジェイピーに提出した「インターンシップエントリーシート」の「インターンシップに関する情報」欄に記載した研修内容を行わせなければなりません。9. 議員会員は、ドットジェイピーに入会したことにより知り又は知り得た、ドットジェイピーの会員及び職員に関する情報、インターン生に関する情報などを用いて、ドットジェイピーを介さずにドットジェイピーの会員及びインターン生（その候補者を含む）に独自に接触してはいけません。なお、議員会員が、議員会員資格を喪失した後も同様とします。

但し、議員会員への受入が確定したドットジェイピーの会員及びインターン生（その候補者を含む）であって、議員会員が当該学生に対して直接の連絡をとることをドットジェイピーが承諾した場合にはこの限りではありません。

第8条（退会）

1. 議員会員は、電子メールまたは書面により、ドットジェイピーに対し退会の意思表示をすることにより、いつでも退会をすることができます。

2. 前項の場合、議員会員は、当該退会の意思表示がドットジェイピーに到達したとき退会し、議員会員資格を喪失します。但し、その場合においても第6条に定める議員会員費の支払義務が消滅するものではありません。3. 議員会員が、辞職、衆議院の解散その他の事由により議員等の職を失った場合、当該議員会員は、当然にドットジェイピーを退会したものとします。

第9条（議員会員資格の停止）

1. 申込者または議員会員が、以下のいずれかの事由に該当する場合には、ドットジェイピーは、入会を承認せず、また、入会後であっても議員会員資格を停止する場合があります（なお、申込者の入会を承認するか否かは、ドットジェイピーの自由な判断に基づくものであり、以下の事由に該当しない場合であっても、ドットジェイピーは、申込者の入会を承認しないことができます。）。

(1) 虚偽の事実を述べた場合

(2) 議員会員費、その他ドットジェイピーが定める諸費用の支払いを遅滞し、ドットジェイピーが相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に支払わない場合

(3) 本規約、その他ドットジェイピーが定める諸規程に違反した場合

(4) ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他のドットジェイピーの関係者等に損害を及ぼした場合または及ぼす虞がある場合

(5) ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者等の名誉または信用を傷つける行為をした場合

(6) 公序良俗に反する行為、犯罪行為、特定の思想または宗教団体や組織への勧誘またはそれに類似する行為（物品の販売等を含みます）、その他法令に違反する行為を行った場合または行う虞がある場合 (7) 破産手続もしくは民事再生手続が開始された場合、または後見開始、補佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合

(8) 議員会員資格を与えるにふさわしくない行状があった場合

(9) その他、ドットジェイピーの議員会員資格を与えることが適当でない場合

2. 前項により議員会員資格を停止する場合には、ドットジェイピーは、その旨当該議員会員に対し通知します。なお、当該通知は、電子メール又は書面により行うものとします。

3. 議員会員は、前項に定める議員会員資格停止の通知により、議員会員としての全ての権利を喪失するものとします。

第10条（著作権等）

議員会員は、ドットジェイピーが提供するテキスト、ソフトウェア、音楽、音声、写真、グラフィックス、ビデオ

オ、ページレイアウト、デザイン等一切のものについて、ドットジェイピーが特に認めた場合を除き、ドットジェイピーがそれらの著作権、商標権、サービスマークに関する権利、特許権、所有権その他一切の権利を有していることを承認するものとします。

第11条 (変更の届出)

1. 議員会員は、住所、連絡先その他の届出事項に変更を生じた場合、電子メールまたは郵便にて、速やかにドットジェイピーに対し、その旨届け出るものとします。
2. 前項の届出の懈怠により、ドットジェイピー、インターン生または第三者等に損害を与えた場合、議員会員は、その損害を賠償するものとします。

2

特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会員規約

3. 第1項の届出の懈怠により、議員会員に何らかの不利益が生じた場合であっても、ドットジェイピーは一切責任を負わないものとします。

第12条 (トラブル等)

1. 議員会員は、インターンシッププログラムに関連して、ドットジェイピーの責めに帰すべき事由によらずインターン生またはその他の第三者との間で、事故、紛争、その他のトラブルが生じた場合、理由の如何を問わず、直ちにドットジェイピーに報告を行うものとし、ドットジェイピーの指示の下、自己の費用でこれを解決するものとし、ドットジェイピーに対し、何らの負担をかけないものとします。
2. 議員会員は、インターン生またはその他の第三者から、何らかの損害を被った場合であっても、ドットジェイピーの責めに帰すべき事由による場合を除き、ドットジェイピーに対し、名目の如何を問わず、何らの請求もできないものとします。

第13条 (損害賠償義務)

1. 議員会員は、故意または過失により、ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者に対し、損害を生じさせた場合には、これらの者が被った損害を賠償しなければなりません。
2. 議員会員の事情により、インターン生が議員インターンシッププログラムに参加することができなくなった場合または継続が困難となった場合、当該議員会員は、インターン生がドットジェイピーに対し支払った参加費等一切の費用を、ドットジェイピーに支払うものとします。

第14条 (地位の譲渡等の禁止)

議員会員は、議員会員たる地位を第三者に譲渡できないものとし、議員会員たる地位または権利に対して質権等一切の担保権を設定できないものとします。

第15条 (その他)

1. ドットジェイピーは、議員会員の議員インターンシッププログラムの活動状況等を、同意を得て、写真またはビデオ撮影することができるものとします。
2. ドットジェイピーは、議員会員の氏名、会員区分(議員又は首長の区分)、所属政党、役職、経歴、写真及びビデオ等を、同意を得て、ドットジェイピーのホームページ、パンフレット、雑誌、新聞、活動報告書等、社内及び社外向け広報活動に用いることができるものとします。
3. ドットジェイピーは、ドットジェイピーホームページから議員会員のホームページへリンクさせることができるものとします。
4. ドットジェイピーは、議員会員に対し、ドットジェイピーのオフィシャルメールマガジン、活動報告、イベントの告知、アンケート等を配信または配布することができるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。
5. ドットジェイピーは、議員会員に対し、ドットジェイピーが適当と認めた第三者の宣伝広告またはアンケート等を配信または配布できるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。

第16条 (規約の変更)

ドットジェイピーは、議員会員に通知することにより本規約を変更することができます。当該変更後、議員会員が議員インターンシッププログラムの利用を継続した場合は、議員会員は当該変更に同意したものとみなします。

第17条 (協議)

本規約に定めのない事項または本規約についてドットジェイピーと議員会員との間で解釈を異にした事項については、双方誠意をもって友好的に協議のうえ解決するものとします。

第18条 (管轄裁判所)

ドットジェイピーと議員会員との間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則

本規定は、平成26年4月1日より施行するものとします。

平成26年7月1日 改訂・適用

平成27年3月1日 改訂・適用

平成29年3月1日 改訂・適用

平成30年3月1日 改訂・適用

平成31年3月1日 改訂・適用

令和元年10月1日 改訂・適用

令和2年4月1日 改訂・適用

支出証拠書

(会派名・議員氏名 **ふじのくに県民クラブ・田口 章**)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年8月28日～令和	年 月 日	金額 5,160円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査()
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

EXご利用票 (座席のご案内) Seat Information	
25年 8月28日 ¥2,330 00049088874	3001/〒2549浜松6007
浜松 ▶ 静岡	
自由席	

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

EXご利用票 (座席のご案内) Seat Information	
25年 8月28日 ¥2,330 00049083551	3001/〒2550静岡6007
静岡 ▶ 浜松	
自由席	

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

かじプラ第2パーキング

登録番号: T1080401000202

領収証

精算機 #01	A 精算No.000044
発券機 #01	発券No.060391
入庫時刻	2025年 8月28日(木) 10:57
出庫時刻	2025年 8月28日(木) 17:29
駐車時間	6:32
駐車料金	A料金 500円
=====	
合計	500円
現金領収額	500円
お預り	500円
お釣り	0円

上記合計金額は消費税10%対象です。
※たのご利用をお待ちしております。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,160円	/	
		100 %	5,160円